

官報

号外 昭和四十三年三月十二日

第五十八回国会 衆議院会議録 第十号

昭和四十三年三月十二日(火曜日)

昭和四十三年三月十二日
午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件
行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び行政機関の職員に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時七分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び行政機関の職員に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) 内閣提出、行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案、及び行政機関の職員に關する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣木村武雄君。

〔国務大臣木村武雄君登壇〕

○国務大臣(木村武雄君) 行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

先般、政府は、行政の簡素化と能率化をはかるため、総理府本府ほか十七省庁について、それぞれ内部部局一局を整理削減することを決定し、また、これよりさき、各行政機関に置かれていた審議会等のうち設置目的が類似するもの等について、その整理統合を行なうことといたしてありますが、この法律案は、これらの具体的措置を講ず

るためのものであります。

法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、局の整理等についてであります。

総理府本府につきましては、青少年局を廃止し、総理府の機関として青少年対策本部を置くことといたしました。

警察庁につきましては、刑事局と保安局を統合して刑事局とし、同局に保安部を置くことといたしました。

行政管理庁につきましては、行政管理局と統計基準局を統合して行政管理局とし、同局に統計主任一人を置くことといたしました。

防衛庁につきましては、教育局と人事局を統合して人事教育局といたしました。ただし、従来の教育局の所掌事務のうち、部隊訓練の基本に關する事務は、防衛局につかざらせることとしております。

経済企画庁につきましては、総合開発局と水源局を統合して総合開発局といたしました。ただし、従来の水源局の所掌事務のうち、公共用水域の水質保全に關する法律の施行に關する事務は、国民生活局につかざらせることとしております。

科学技術庁につきましては、資源局を廃止し、従来の同局の所掌事務のうち、資源の総合利用のための方策一般に關する事務などは、計画局につかざらせることとするともに、同庁の附属機関として資源調査所を置くことといたしました。

法務省につきましては、訟務局及び大臣官房経理部を廃止し、大臣官房に官房長及び訟務部を置くことといたしました。

外務省につきましては、北米局と中南米・移住局を統合してアメリカ局とし、従来の中南米・移住局の所掌事務のうち、中南米諸國に關する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に關する事務などは、アメリカ局につかざらせることとするともに、大臣官房に領事移住部を置くことといたしました。

大蔵省につきましては、理財局と国有財産局を統合して理財局とし、同局に次長一人を増置することといたしました。

文部省につきましては、文化局と外局である文化財保護委員会を統合して文化庁とし、同庁に、次長一人のほか、長官官房、文化部及び文化財保護部を置くことといたしました。また、文化庁に附属機関として文化財保護審議会を置くことにも、従来の文化財専門審議会を廃止することといたしました。

厚生省につきましては、国立公園局を廃止し、大臣官房に国立公園部を置くことといたしました。

農林省につきましては、蚕糸局と園芸局を統合して蚕糸園芸局とし、これに伴いまして、食糧庁の業務第一部と業務第二部を統合して業務部とし、農林経済局に企業流通部及び国際部を置くことといたしました。

通商産業省につきましては、鉱山局と石炭局を統合して鉱山石炭局とし、同局に石炭部を置くことといたしました。

運輸省につきましては、観光局を廃止し、大臣官房に観光部を置くことといたしました。

郵政省につきましては、監警局を廃止し、大臣官房に首席監察官一人を置くことといたしました。

労働省につきましては、労働基準局と安全衛生局を統合して労働基準局とし、同局に安全衛生部を置くことといたしました。

建設省につきましては、営繕局を廃止し、大臣官房に官庁営繕部を置くことといたしました。

自治省につきましては、行政局と選挙局を統合して行政局とし、同局に選挙部を置くことといたしました。

なお、以上のほか、大蔵省の財務参事官を財務官に改称し、通商産業省化学工業局の化学肥料部を廃止することといたしております。

第二に、審議会の整理統合について申し上げます。

審議会等につきましては、すでに一昨年、審議会等の整理に関する法律により、各府省を通じて三十四を整理いたしました。今回は、これに引き継ぎまして、大蔵省につきましては、金融機関資金審議会及び外国為替審議会を廃止し、農林省につきましては、中央作況決定審議会と農林漁業用固定資産評価審議会を統合して農林統計審議会とし、建設省につきましては、住宅対策審議会と宅地審議会を統合して住宅宅地審議会とすることといたしました。

このほか、以上の措置に伴いまして、関係法律の規定の整備を行なうことといたしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしておりますが、自治省行政局と選挙局の統合に関する規定は、本年八月一日から施行することといたしております。

以上が、行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、行政機関の職員定員に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

行政の簡素化、能率化を推進し、必要最小限度の人員で行政を遂行するためには、行政需要の消長に伴う定員の配置転換を、各省庁内はもとより、各省庁間を通じて強力に行なう必要がありすが、このためには各省庁別に定員を法定している現行の法制を改め、弾力的、合理的な定員管理制度を実現することがぜひとも必要であります。この法律案を提出した次第であります。

法律案の概要につきましては御説明申し上げます。まず、公務員数の抑制をはかるため、内閣の機関並びに総理府及び各省を通ずる定員の総数の最高限度を法定いたします。これらに機関別の定員は政令で定めることとし、定員配置を合理的、弾力的に行なうとするものであります。なお、大臣、政務次官等及び自衛官の定員は、現行どおり別途法律で明らかにすることとし、また、五現業の定員は現行どおり政令で定めることとして、いずれも定員の総数の最高限度の対象には含めないことといたしております。

以上の制度改正に伴い、各省庁設置法等につき所要の改正を行なうことといたしております。

以上が行政機関の職員定員に関する法律案の趣旨でございます。

セクショナリズムと官僚主義のばつこによってこのことが忘却され、行政本来の機能が喪失されておられ、その回復をはかることがその目的でなければなりません。それはまた、時代の進歩に沿って、それが要求する行政機構の確立をどのように進めていくかという問題であります。

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び行政機関の職員定員に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

提出の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。武部文君。

〔武部文君登壇〕

○武部文君 私は、ただいま趣旨説明のありました行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案に対しまして、日本社会党を代表して、総理並びに関係閣僚に若干の質問を行なわんとするものであります。

私がいまさら指摘するまでもなく、行政機構の改革は、戦後二十三年間における行政改革の変遷の歴史を見ただけでも、きわめて大きな政治課題であると考えるのであります。本来、行政改革の必要性は、行政に要求されている国民への奉仕が、最も民主的に、最も能率的に行なわれるということとなくしてはなりません。しかるに、各省庁間の

戦争直後の行政改革を見ますと、平和憲法の精神と平和日本の再建に向かって、きわめて大胆に方向づけがなされ、決断をもって実行された例を知るのであります。それは、第一に、大東亜省、陸軍省、海軍省、特高警察制度など、反民主主義的な制度が廃止され、第二には、終戦処理のすみやかな収束のために、終戦連絡事務局、戦災復興院などが新設され、第三には、戦後体制の民主化の推進と、経済の再建を目ざして、中央集権的な内務省は廃止され、他方、経済の民主化と、国民の生活を守るため、公正取引委員会、経済安定本部、物産庁などが新設されたのであります。

これら一連の根本的な行政改革の断行は、敗戦というドラスチックな情勢があつて初めて可能であつたと考えられるかもしれませんが、行政改革とは、本来そのように、歴史の流れと、国民の輿望に沿つたものでなければならぬと考えるのであります。

しかるに、その後繰り返された行政改革は、官僚主義の復活と中央集権化であり、民主主義の空洞化でありました。第二次吉田内閣時代における行政機関定員法が典型的に示しているように、行

政改革とはまさに行政整理の別名であつたと断言できるのであります。第三次吉田内閣における行政簡素化委員会しかり、第五次吉田内閣における臨時行政改革本部またしかりであります。

このように政府・自民党が、行政改革本来の使命を放棄し、いたずらに公務員労働者に対する行政整理を積み重ねてきた結果、今日の行政の硬直化を招来したのも理の当然であります。このように硬直化した行政機構を抜本的に改革し、国民に奉仕する行政体制をつくり上げるべく、その方向を明示したのが臨時行政調査会の答申であります。私は、もちろん臨時調査会には多くの問題点を内包していると考えますが、国民に奉仕する行政の本旨からそれを見れば、その基本方向につきましては、勇断をもって推進すべきであると確信するものであります。しかるに政府は、昭和三十三年に臨時行政調査会答申が出された以降、これが実施についてはきわめて消極的であり、調査会委員をして政府の不決断をせしめしめるという状態であります。

ところが総理は、昨年十一月、日米首脳会談に出席するに先立って、突如として一省一局削減の宿題を各大臣に課したのであります。総理の行政改革あるいは臨時答申に対する受けとめ方が、本質的にこのような無原則なものであるとするならば、きわめて遺憾千万であると思つて、あります。なぜならば、今日当面している行政改革は、そのような形式的、画一的、一時的な考えによつ

て、望まれるべき行政の実現ができようなどとは、よもや総理自身も考えておられないと考えるからであります。それにもかかわらず、政府は、昨年来財政制度審議会をして、政府の無策によつて生じた財政の硬直化を理由に、行政簡素化の答申を行なわしめ、さらに、去る二月二日の閣議におきましては、「今後における行政改革の推進について」を決定し、この思いつきの一省一局削減をあくまで断行しようとして、本法案の提出に踏み切つたものであります。本法案の内容を見ますと、臨時答申を無視し、国民が待望している行政改革についての声を逆用し、実効皆無の人気取りにすぎないと断定せざるを得ないのであります。

(拍手)
すなわち、本法案による行政簡素化の方向は、第一に、国民の輿望をになつて新しく設置されたばかりの部局が削減されていることであり、第二には、各省庁において規模が小さく、したがつて、省庁内において力のない部局が削減されていることであり、第三には、部局の少ない省庁において総理のツルの一声に抗しかねて、苦しませられの統廃合をはかつていこととでございます。これは臨時答申が指摘する行政改革の方向に逆行することとはなほだしいといわざるを得ないと思つてでございます。(拍手)

したがしまして、まず私は、行政改革の基本方針について、総理並びに行政管理局長官にお尋ねいたします。

総理の一省庁一局削減の指示以後において、行政監理委員会の民間委員六氏は、行政改革についての意見書を提出しております。その内容は、特殊法人の整理統合を中心に、四十三年度予算編成における機構、定員増加の抑制、各省庁の機構と事務の簡素化、国と地方の行政事務の再配分、中央省庁の優先機関の統廃合などを指摘しているものであります。しかるに総理は、意見書が指摘している基本的な行政改革については目をつぶり、弱小省庁と公務員労働者へのしわ寄せという形で現状を糊塗しようとしていのであります。この際、総理は、臨時行政調査会の答申並びに行政監理委員による意見書をどのように受けとめ、これを実現しようとするのかを明らかにされたいのであります。

次に、日本国憲法の精神に沿つて、今後推進されるべき行政改革の方向は、何よりも平和的行政制度の確立を旨とし、その民主化を断行することが今日の最大の必要事であると考えるのであります。しかるに、総理が昨年来強調されている行政改革の方向は、全く場当たり的であり、かつ、行政の民主化に逆行し、そのしわ寄せを働く国民に押しつけようとするものと断せざるを得ません。総理並びに行政管理局長官は、臨時答申でも指摘している行政の民主化をどのような方針をもつて具体化するのか、明らかにされたいのであります。

私がこの際申し上げたいのは、臨時答申でも明らかにしているように、行政の民主化とは、地方自治を強化する方向で行政事務の地方への大幅な委譲をはかることであり、また、公務員制度についても、いたずらに定員削減をはかることではなく、公務員にも原則として団結権、団体行動権、罷業権の労働三権を認め、さらには、高級官僚の民間企業並びに政府関係機関への天下り人事を全面的に規制し、かつ、選挙への立候補制限を強化することであると考えるのであります。このことによつて、初めて官僚のばつこによるセクショナリズムとマンネリズムを排除することが可能であると考えるのであります。総理並びに行政管理局長官の英断を求めたいのであります。明確な見解を示していただきたいのであります。(拍手)

次に、本法案につきまして関係閣僚に具体的に質問いたしたいと思つておりますが、その前に、一般的な問題として、部局の整理のしかたについて若干お伺いをいたします。すなわち、法務省の訟務局、郵政省の監査局、経済企画庁の水資源局、科学技術庁の資源局、防衛庁の教育局などについて、これらが共通していることは、各省庁内において規模が小さく、いわゆる力の弱い部局に一省庁一局削減がしわ寄せされていることとあります。言うまでもなく、行政組織の各部局は、規模の大小を問はず、国民生活への奉仕と行政需要に沿つて設置されるべきものであり、その削減もこの観点から合理的になされるべきであるにもかかわらず、これを画一的に行なおうとすることこそ、官僚主義の端的なあらわれであります。

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する武部文君の質疑

(拍手)この点について總理はどのように考えておられるのか、明確な答弁を賜りたいのであります。

厚生省におきましては、三十九年七月に部から昇格した国立公園局が削減の対象になっているのであります。これは厚生省におきましては、同省の十局中で最も新しい局であります。申すまでもなく、この局が設置されたのは、わが国の天然資源の保護と、山や海へのレジャー人口の増大に伴う対策を中心とする国民生活に密着した部局であり、国民の健全な情操の育成のためにも欠かせないものであります。またまた官房の一部とすることは、新設の際の提案の理由はそんないかげんものであったのか。厚生大臣よりこの点を明確にしてくださいたいのであります。

次に、労働省の労働安全衛生局は、三十八年の三池炭鉱の大爆発事故を機として、何ものにもかえがたい、とうとい人命を守るため、また災害による社会的財産の膨大な損失を防ぐため、昨年の八月、総理裁断によって、ようやく設置されたばかりのものであります。にもかかわらず、これを一省一局削減の対象とするなどは、人間尊重を説く佐藤内閣のもとで、まさに犯罪的行為といつても過言ではないのであります。(拍手)労働大臣は、わが国の労働災害絶滅のために、その決意を明らかにされたいのであります。

次に、自治省における選挙局あるいは警察庁における保安局などの統廃合についてであります。

言うまでもなく、自治省選挙局は主権在民の憲法が保障する国民の参政権の正しい行使に携わっているものであり、現在、一昨年来の黒い霧と呼ばれる一連の事件の反省から、政治資金規正法や選挙法の改正の必要が叫ばれているのであります。このようなきに選挙局を削減することは、国民の期待する清潔な政治を裏切り、国民の基本的権利の保障に何ら考慮を払っていないことあらわれであります。

さらにまた、警察庁保安局は、三十三年に刑事局から分離独立したものであり、特に風俗営業、麻薬や火薬類の取り締まりなど、社会生活の病巣を断ち、国民の安全確保に深いものであります。これらの諸点について、自治大臣、国家公安委員長はどのような所見を持っているのか、明らかにされたいのであります。

最後に、一省庁一局削減のもとに、文部省においてはいきわめて反動的な方向がとられようとしていることでもあります。従来の文化財保護委員会を廃止し、直接に文部大臣の指揮命令を受ける文化庁に改めようとしています。正しい日本の民族文化の保護はもとより当然のことであり、その保護は一大臣によって左右されるべきものではありません。それゆえに、文化財保護委員会は、今日まで行政委員会として、その独善を排し、民主的な運営によって文化財の保護につとめてきたのであります。それを思いつきの一省庁一局削減に名をかきりて、民族文化の保護までも政府の思いのままの

統制に服させようとする中央集権的な姿勢にきわめて大きな危惧の念を抱くものであります。文部大臣の明確な答弁を要望して、私の質問を終わるのであります。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 武部君にお答えいたします。

お説のように、臨調の答申というものは行政各般にわたっておりますし、またその中身はずいぶん基本的な問題も含んでおります。したがって、この答申の趣旨には政府はもちろん異存はございませんけれども、これを實現いたしますためには、相当の時日を要することは当然でございます。すので、いましばらく時間をかしていただきたく、かように思います。今後の行政諸施策の上に十分答申の線を取り入れまして、これの實現をはかっていく考えでございます。また、行政監理委員会の意見も答申の内容と一致しておりますので、ただいま行政管理庁におきまして、行政改革三年計画の作成に当たっておりますが、その過程におきまして、十分尊重していく考えであります。

なおまた、お話にありました昨年十一月の行政監理委員会のいわゆる六人委員による意見の提出であります。この趣旨の實現につきましても同様であります。定員の縮減であるとか、あるいは一省庁一局の廃止、あるいは行政改革計画の作成であるとか、あるいは特殊法人の整理であるとか、

これらにつきまして、すでにその線に沿って種々作業をしておる次第でございます。こういふようないわゆる行政機構の改革と取り組みますその態度、これは申すまでもなく、行政の需要に應じての、また行政のその需要の消長に應じての弾力的な機構であるべきだという、その考え方であります。したがって、御指摘になりましたように、行政機構の改革にあたっては、民主化の方向でなければならぬ、これがわが国の基本的国是でもある、かように私も理解しております。

そこで考えられますことは、まず第一が国と地方の事務の再配分の検討の問題であります。第二におきましては、公務員制度の改革、これは同時に定員の削減の問題も含んでおります。第三が民間の協力を得るいわゆる行政委員会及び審議会制度の活用だ、かように私は考えておりました。この点を、答申をいただいておりますので、その線に従って成果をあげるように努力するつもりであります。

その際におきまして、まず、労働基本権の確立をすべきだ、こういう武部君の主張でございます。しかし、御承知のように、公務員、いわゆる地方公務員を含めまして公務員の職分には特殊なものがございます。いわゆる全体の奉仕者という立場におきまして、職務を誠実に履行するという責務があります。そういうような意味から、団体交渉権であるとかあるいはストライキ権、いわゆる

これらにつきまして、すでにその線に沿って種々作業をしておる次第でございます。こういふようないわゆる行政機構の改革と取り組みますその態度、これは申すまでもなく、行政の需要に應じての、また行政のその需要の消長に應じての弾力的な機構であるべきだという、その考え方であります。したがって、御指摘になりましたように、行政機構の改革にあたっては、民主化の方向でなければならぬ、これがわが国の基本的国是でもある、かように私も理解しております。

労働基本権といわれるようなものにつきまして、ある程度の一定の制約を受ける、これは当然のことだと私は思います。そうしてこのことは、過去の判例においても示すように、いわゆる憲法違反ではございません。なおまた、公務員の労働関係基本に関する事項は公務員制度審議会に諮問いたしておりますので、この委員会から答申があれば、答申を尊重してこれを実施に移す考えでございます。

次に、いわゆる天下り人事、これは民主化と逆行するといふ御指摘であります。これらについての御批判は、もうすでに私どもの耳にも達しております。しかし、この際に、公務の公正をそこなうおそれのあるような天下りは絶対に防止するという政府のはつきりした態度を申し上げておきます。

また、高級公務員の立候補制限につきまして、すでに御承知のように、三十一年の法改正にあたりましては、公務員の地位利用の禁止であるとか、あるいは地盤培養行為の禁止、あるいは連座制の強化などによりまして、これらの制約を加えております。これは、高級公務員というものだけを制限することが、憲法上あるいは立法技術上いろいろ問題のある結果でありまして、ただいまのような三点で制限が加えられていることはすでに御承知でございます。

次に、一省庁一局削減の問題ですが、これにつきましても、ただいま御批判をいただきました。

私はこれをもつていわゆる足れりとするものではございません。申すまでもなく、政府が行政改革に対する基本的態度として、これと真剣に取り組むのだ、こういう意味で一省庁一局削減という困難な事柄を命じたのでありまして、いわゆる政府の積極的姿勢、かように御理解をいただきたいと思っております。そうして、これがどうも弱いところをいじめたのではないか、あるいは小さい局だけを整理したのではないか、かような御批判をいただいておりますが、この一省庁一局削減、まず手始めにこれにかかりました際に、いわゆる小さいところのもの、比較的行政需要が現在小さなもの、そういうところに手をかけるのは当然だ、かように思っておりますので、ぜひともこれを実施したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔国務大臣 滝尾弘吉君登壇〕
文化庁設置の趣旨について申し上げます。文化財保護行政は、従来御指摘のとおり、行政委員会制度によって行なわれてきたのであります。しかし、この伝統文化財の保護に關する行政と、主として内局である文化局で行なわれてまいりました新しい芸術文化の振興に關する行政とは、きわめて密接な關係にありまして、両者の調和をはかりまして、一体的な行政を進めることがより適切であろうと考えたのであります。また、最近の国土開発事業の活性化に伴

いまして、文化財保護の立場から、開発行政との調整をはかる必要が強まっております。この問題につきまして、適切かつ迅速な措置が必要とされてきた、このような事情から、文化財行政の専門性を確保しながら、責任体制をより一そう明確にする必要があると判断いたしました。今回文部省の外局として文化庁を設置することにいたしましたのであります。

〔国務大臣 赤澤正道君登壇〕
私の所管について申し上げます。自治省は、事務の内容だとかその分量などを考えまして、結局選挙局を行政局に統合することにいたしました。御指摘のとおり、いま政治資金規正法の改正、参議院議員の選挙の執行など、重要な事務が予定されておる段階でございますので、特に他の省庁と区別して、期日について八月一日から施行することいたしました。選挙局が当面しておりますそれらの事務の円滑な執行に支障がないように、十分配慮をいたしてあります。

次に、警察庁でございますが、警察庁は、いまの国内の治安情勢、また各局の業務量などを検討した結果、保安局をやめまして、これを刑事局に統合することいたしました。御質問のような事務につきましては、実際は都道府県警察が処理しておりますので、御質問のような懸念がないように、刑事局に保安部を置きまして、都道府県警察を十分奮励してまいりたい、かように考えております。

〔国務大臣 小川平二君登壇〕
安全衛生局は、労働災害防止対策の重要性にかんがみまして、昨年設置を見たのでございまして、行政の簡素化という高度の政治的要請にこたえるための政府の方針に従いまして、これを労働基準局に統合いたしますとともに、同局に安全衛生部を設けることといたしましたのでございまして。労働省の各部署がそれぞれ労働行政の重要な分野を担当いたしておりますが、この際、局の廃止後においても、所管行政の継承が円滑に行なわれるような方法を選ぶほかない、かような観点から、今回の措置をとったのでございまして。今後産業安全ないし労働衛生の問題の重要性はますます高まっておりますから、人命疎重の見地から、安全衛生行政の強力な推進にため、新機構のもとにおきましても、一そう行政内容の充実をはかってまいりたいと思存いたします。

〔国務大臣 赤澤正道君登壇〕
私の所管について申し上げます。自治省は、事務の内容だとかその分量などを考えまして、結局選挙局を行政局に統合することにいたしました。御指摘のとおり、いま政治資金規正法の改正、参議院議員の選挙の執行など、重要な事務が予定されておる段階でございますので、特に他の省庁と区別して、期日について八月一日から施行することいたしました。選挙局が当面しておりますそれらの事務の円滑な執行に支障がないように、十分配慮をいたしてあります。

〔国務大臣 赤澤正道君登壇〕
私の所管について申し上げます。自治省は、事務の内容だとかその分量などを考えまして、結局選挙局を行政局に統合することにいたしました。御指摘のとおり、いま政治資金規正法の改正、参議院議員の選挙の執行など、重要な事務が予定されておる段階でございますので、特に他の省庁と区別して、期日について八月一日から施行することいたしました。選挙局が当面しておりますそれらの事務の円滑な執行に支障がないように、十分配慮をいたしてあります。

〔国務大臣 田直君登壇〕

○国務大臣(園田直君) 御指摘のとおり、新しく設置されました国立公園行政は、開発が急速に進み、公害が大きくなってまいりました今日、国民の保健と休養のために、自然の温存、保護のために、きわめて重要な行政ではありますが、課の定数及び事務量が少ないため、いろいろ苦慮しました結果、政府の一局削減の方針に従い、公園部といたしました。(拍手)

〔国務大臣木村武雄君登壇〕

○国務大臣(木村武雄君) 武部君の御意見とおも、占領政治の時代には、行政改革の見るべきものはあったが、占領政治がなくなつてから見るべきものはないという歴史的な考察は、非常に卓見であります。それについても、思い切つて行政改革はやつてみたい、こういう考えでいま取り組んでおります。

臨調答申は、行政改革の一種のバイブルのようなものでありまして、その内容は十六項目に分かれておりまして、いずれもつばなものであります。これは、これから行なわれます三年間の行政改革の中に、その大半を織り込んでいくつもりであります。その端緒となりましたのが一省庁一局削減であります。この問題は、各省庁の自主的ににおまかせいたしまして、管理庁は何らの行政干渉はやつておりません。したがつて、各省庁の良識のもとに行なわれたものでありまして、さすがに判断は聡明であつたと感服いたしております。しかし、足らざる点は、これから行なわれ

まする行政改革の中で補正してまいりたいと考えております。

十一月九日の行政監視委員会の答申であります。この四つの項目のすべては、四十三年度の予算の中に織り込みまして解決いたしております。行政改革は、いろいろな点でなかなかむずかしい問題であります。困難な問題でありますから、どうかお気づきの点がありましたら、遠慮なく御指導くださるようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 浜田光人君。

〔浜田光人君登壇〕

○浜田光人君 私、日本社会党を代表して、ただいま提案されました行政機関の職員定員に関する法律案に対して、質問を行ないます。

本法案は、表面のみを見ますと、各省定員の設置法上の規定を解除し、各省の定員をプールすることによつて、国家公務員の定員総数を一本にくく、各省定員を政令定員として、人事の弾力的、機動的、合理的運用をはかるという、一見すこぶる単純な法案のように見えるのでありますが、しかし、現在、政府・与党の進める諸政策、特に憲法を否定するかのとき発言、さらに軍備拡張をはめかす発言等々、あるいは核に関する政策に見られるごとく、きわめて反動的で、本音とたまたまが全く相反し、その中に包含するものはきわめて陰險で、巧妙にして悪質な深いたくらみのある

ことがうかがえるのであります。(拍手)

その第一は、財政硬直化の名のもとに、三カ年間に五割の人員削減を行なうという、いわゆる二万五千二百余名の首切りであります。

現在、国家公務員の総定員は、政府統計によつても明らかなおと、世界の主要資本主義国と比べても最も少なく、そのため、公務員一人当たりの人口比は、フランスが四十六人、イギリスが五十三人、アメリカが七十八人、日本が百十人となつておるのであります。最近六カ年間に占める国家公務員全体の定員増加十万人八千三百三十九名の五三%は自衛隊と五現業の職員で占めており、立法、司法、行政公務員の増加は、国立学校の増員を除けば、二万人にすぎないのであります。それにもかかわらず、政府は、その点については一言も触れておりません。財政硬直化の主たる原因は人件費にありとておるのであります。自衛隊と五現業を含んでも、人件費は、一般会計と特別会計の支出総額の一〇%程度にすぎず、自衛隊と五現業を除けば、その四ないし五%にすぎないと見られることから、財政硬直化の真の原因は、長年にわたる政府・自民党の放漫にして乱雑きわまりなき財政、公債政策の行き詰まり、物価政策の失敗にあることは周知の事実であります。(拍手)

これは、みずからの政策の失敗の結果を、何の罪もない公務員に、ひいては国民に転嫁せんとするものにほかなりません。このような状況にもかかわらず、本法案を提案

するそのねらいは、国家公務員法第七十八条に、「官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廢職又は過員を生じた場合は、本人の意に反する降任及び免職ができることとなつておることから、法によらず政令によつて、いとも簡単に公務員の首切りを行なおうとするところにあるに相違ないといわなければなりません。(拍手)

第二には、反動政策並びに反動行政を推進しようとするたくらみをうちに秘めておることとてあります。

政府資料によると、三年間五%削減の中身を見ますと、各省別の増減に著しいアンバランスがあり、また省によつては五%近い削減を受ける部門と、逆に四%近い増員が行なわれる部門とがあります。特に全体として総定員の削減はかりながら、自衛官〇・三五%、検察官一・六%、公安職員〇・四%、局長以上の高級官僚などの指定職八%などに見られるごとく、政府・自民党の反動行政が必要とする部門が著しく増強されているのであります。他方、国民への行政サービスの中心となる技能労働職員については、四千名に及ぶ削減を行なおうとしておるところから見ても、政府のいう定員削減がどのような意味を持つかは、おのずから明らかであります。加えて、これまで各省の定員は、各省設置法によつて、国の最高機関である国会の場で決定してきたのでありますが、それを政令によつてきめようとするのは、このような国民への行政サービス

の切り捨て、反動行政部門の強化に拍車をかけるものであります。(拍手)たとえば、国防教育を推進しようとするならば、それに必要な文部定員の増員を自由に行ない、さらにまた、自主防衛云々等について情宣活動を行なおうとすれば、内閣広報室員あるいは自衛隊における、いわゆるせびろ組等をいとも簡単に増加させることができるようにするのが最大のねらいであります。(拍手)

第三には、さらに重大であるのは、内閣が国の最高機関としての国会の審議権を冒瀆し、国会の権限を縮小し、逆に内閣の権限の拡大をねらっていることでもあります。

由來、行政は、公共性をその本質とするものでありますから、政府は、国民に対し、行政の現状を常に明らかにする義務があるのであり、また、主権者たる国民の意向が行政の具体的方向となつて実現するためにも、立法や予算と同様、行政組織の規模ないし機構、機能について、国民がこれを客観的に把握できる制度しておく義務があるのであります。これは、行政費用が国民の税金によつてまかなわれていることの当然の帰結であり、国家公務員の定員を法律によつて規制すべしとする根本的理由でありまして、これらは国家行政組織法が明確に規定するところであります。

しかるに、本法案がねらいとする国家行政組織法第十九条の定員に関する条項の削減は、単に定員についてのみの改正にとどまらず、国会の審議の及ぶ行政権力の場において、行政の機構、規

模、機能全般について、一方的に改悪することができるといふ結果をもたらすのであります。なぜならば、行政の機構、規模、機能を具体的に保障しているのは、国家公務員の人員、質、配置であるからであります。行政に対し、国会の審議を無用とするこのような政府の意図は、ひいては問答無用の行政を国民に押しつけるものにはかならないと断言せざるを得ないのであります。(拍手)

第四に、国家公務員の基本的権利の侵害であります。本法案が国家公務員本人の意に反する免職、配置転換を、法律によつてではなく、閣議決定による政令によつて行なうことを定めていることは、これまで述べたとおりであります。ところで、本法案の対象となる一般職の国家公務員は、政府のたび重なる労働法改悪によつて、労働者でありながら、労働基本権たる団体交渉権を剝奪されているのであります。そのような状態の中で、一方的な免職、配置転換命令に対し、これら公務員はどのような手段によつて憲法二十八条、ひいては二十五条に保障される労働者の権利、国民の権利を主張することを許されるのでありましようか。吉田内閣以来今日に至るまで、政府・自民党によつて労働者としてのその権利を奪われてきた国家公務員に対し、国民としての権利、生存権までも放棄せよというのが本法案のねらいでありまして。

以上述べましたとおり、本法案は、国民が求

め、さらに臨時行政調査会が答申した行政改革の方向とは似ても似つかぬ方向にゆがめられていることが明らかであります。真に国民の立場に立つた行政改革とは、何より平和、民主主義、国民福祉のための行政改革、憲法擁護とその積極的実践のための行政改革でなければならないのは申すまでもありません。(拍手)政府の言う行政改革、すなわち一省一局削減と五割削減、総定員制の本身がこれに全く逆行するものであることもまた明らかであります。

以上のごとき観点から、総理大臣並びに関係閣僚に対して、次の点につき質問いたします。

第一に、総理にお尋ねいたします。三十九年十一月の臨時行政調査会の答申以来三年余りの間、政府は、答申は尊重すると繰り返すのみで、答申に沿つた何らの具体策も講じなかつたではないか。しかるに、今回にわかに一局削減と人員整理を伴う総定員制を規制づけているが、眞の行政改革の基本的なあり方をどのように考へておられるのか。また、昭和二十四年に、第二次吉田内閣は行政改革を唱へておきながら大規模な人員整理のみを行なつたのであるが、今回もこれと同様、強制的配置転換に伴う合法的行政整理が目的ではないのか、お伺いいたします。

第二に、大蔵大臣にお尋ねいたします。このたびの政府の行政改革の方針は、財政硬直化を理由とする大蔵当局の強い要請によると聞き及んでいるのであります。一般職国家公務員の五割、二万

数千人を三年にわたつて削減したところで、これに相当する人件費はジェット戦闘機数機分の費用程度にすぎないと思われれるのであります。経済の専門家たる大蔵大臣は、これにより財政硬直化が打開できると本気で考へているのかどうかをお伺いいたします。(拍手)

第三に、労働大臣にお尋ねいたします。団体交渉権のない国家公務員の免職、配置転換が政令で行なわれようとするときに、これら公務員の憲法に保障された労働基本権、生存権を労働行政の網点からどのように保障するのであるか。もしこの法案を制定するならば、まず争議権、団体交渉権を国家公務員に認め、彼らにみずから守る体制を与えてから制定すべきではないかと思ふが、所信のほどをお伺いいたします。

第四に、行政管理庁長官にお尋ねいたします。第三十八回国会における国家行政組織法等の一部を改正する法律案の提案理由の説明において、当時の小沢國務大臣は「定員」といふものは、本来組織の規模を示す尺度であり、行政機関の規模は、機構と職員の数により規制されるべきものでありますから、従来のように定員のみを切り離して規定することは適当でないと思われまふので、各省庁等の必要とする具体的な定員については、従来規制の対象としていなかった特別職の職員をあらわして、それぞれ当該省庁等の設置法に規定するようにならうにいたしますとともに、行政機関職員定員法を廃止し、これに伴い関連法律に所要の改正を行な

昭和四十三年三月十二日 衆議院會議録第十号

行政機關の職員に關する法律案の趣旨説明に對する浜田光人君の質疑

うものであります。」と述べておられますが、わずかに七年の間に政府の政策が百八十度転換するのはいかなる理由によるものであるのか、お伺いし、さらに、今回の総定員制が行政サービスの改善を実現するという理由はいかにお考えになつておられるか、お尋ねいたします。(拍手)

最後に、總理にお尋ねいたします。一方では行政改革と称した権力政治、片やネコの目のように変わる政策、さらに本音とたてまえの違ひ今日の政治のもとで、汚職、腐敗はますます増加し、それに基因した政治全体への国民の不信感、ぬぐい去るどころか、ますます拡大するのではないかと思ひますが、これに對して佐藤總理はいかに考へておられるのか。

さらにもう一点、十九世紀以前の國家は、國民に對しその自由を制約する警察國家たる性格を持つており、國民は常に安上がり政府を望んでいたのであります。しかるに、今日の國家の使命は國民の福祉の向上にあり、自民党自身も福祉國家の建設を口にしてゐるほどであります。二十世紀後半の今日において、単にかつての安上がり政府のみを考へることは、世界の趨勢を知らず、福祉行政を放棄したものと断定して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 浜田君にお答えいたします。

行政改革についての基本的な政府の考へ方は、

先ほど武部君に詳細にお話をいたしましたから、これでひとつ御了承いただきたいと思ひます。

そうして、お尋ねになりましたように、今回のこの行政の改革は整理が目的ではないか、かようなお尋ねでございますが、私どもはさような考へ方をいたしておりません。出血整理は考へておらない、これをはつきり明言し、大きい声で申し上げておきます。

さらに第三の問題で、綱紀肅正についてお尋ねがございました。御承知のように、私はしばしばこの点について触れてまいりました。政府自身は、綱紀肅正、これを十分厳正に保たなければいけない。真に國民に奉仕する行政、公務員であつてほしい、かように思ひます。そのためには、まず行政についての規律を厳格にしなければならぬ。職務規律を厳正にし、内部監査も厳格にいたしまして、國民から信頼を受ける政府にするという考へ方でございます。いわゆる安上がりの考へ方で、私どもは安上がり政府をつくる、かような考へは毛頭持つておりません。申すまでもなく、行政の需要というものは、そのときどきによりまして消長がございますから、この消長に應じて定員の適正なる配置をすること、これが政府の責任であります。私どもはさような意味で、ただ安いからそのほうがいいというような安易な考へではございません。

なお、いろいろお尋ねございましたし、また、御意見を述べられました、その多くは、政府の

考へ方とすいぶん違ひ方向でございます。どうか委員会の審議を通じまして、その点を明確にしたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣小川平二君登壇〕
○國務大臣(小川平二君) お答えいたします。

この法律は、各省庁を通じての定員の總数の最高限度を定めております。これによつて、従来よりも弾力的な運営が可能になることは事実でございますが、各省庁別の定員は政令で定められることになつておるのでございまして、決して恣意的な、ほしほしいままな配置転換が行なわれるわけのものではございません。もとより、いわゆる出血人員整理を行なおうとするものでもなく、これによつて公務員の基本的権利が制約を受けるわけでもないでございまして、この法案の代償として、スト権、団体交渉権等を認めよという御要求に對しましては、したががががして御賛同申し上げかねるのでございまして。(拍手)

〔國務大臣木村武雄君登壇〕
○國務大臣(木村武雄君) お答え申し上げます。

行政は國民のものであつて、個人のものでも特定団体のものでもありません。したがつて、今度の行政改革にあたりましては、いささかでも反動化、非民主化などという大それた考へは持つておりません。ただ、考へておりますのは、現在の複雑な官僚の行政を簡素、能率化して、國民の行政として國民に對するサービスを第一義として考へております。したがつて、そのための配置

転換などもまたあり得ると思ひますが、行き過ぎがありましたならばお教えくださるようお願いを申し上げます。

三十六年度まで実施されておりました定員法であります。小沢大臣のときに今日まで行なわれております設置法にかわつたのであります。が、やはり両方を実施してみますと、そこには一長一短があるものであります。それを採長補短いたしまして今度の法律案にしたのであります。から、御賛成くださったならば非常に幸いです。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇〕

○國務大臣(水田三喜男君) 國の必要な財政需要に對処できるためには、何よりも行政費の効率化が必要であるというふうに考へております。したがつて、今回の措置は、やはり財政弾力化への第一歩を踏み出したものというふうに考へます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

大蔵大臣 水田三喜男君
 文部大臣 灘尾 弘吉君
 厚生大臣 園田 直君
 労働大臣 小川 平二君
 自治大臣 赤澤 正道君
 内閣法制局長官 高辻 正巳君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)

一、去る七日、本院は人事官に佐藤達夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
 二、去る七日、本院は原子力委員会委員に武藤俊之助君及び與謝野秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
 三、去る七日、本院は土地調整委員会委員に谷口寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る七日、本院は文化財保護委員会委員に石田茂作君及び細川護立君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、昨十一日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十八回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院総裁 佐藤 達夫

(政府委員任命)

一、昨十一日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十一日議長において承認した佐藤達夫を同日第五十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

法務委員

岡田 春夫君
 谷口善太郎君
 岡澤 完治君

岡田 春夫君
 西村 榮一君
 中谷 鉄也君

大蔵委員

岡澤 完治君

岡田 春夫君

商工委員

中谷 鉄也君

岡田 春夫君

内閣委員

桂木 鉄夫君
 藤波 孝生君
 菅波 茂君
 濱 徹郎君

佐藤 文生君
 武部 文君
 橋本龍太郎君
 八百板 正君

地方行政委員

谷口善太郎君

法務委員

鐵治 良作君
 西村 榮一君

岡田 春夫君
 林 百郎君

大蔵委員

大坪 保雄君

岡澤 完治君

平岡忠次郎君

石田幸四郎君

河野 洋平君

桂木 鉄夫君

農林水産委員

柴田 健治君

横山 利秋君

佐野 進君

岡本 富夫君

岡田 春夫君

運輸委員

石橋 政嗣君

武部 文君

予算委員

上林山榮吉君

山中 吾郎君

石田 宥全君

中村 重光君

水野 清君

森本 靖君

山中 吾郎君

議院運営委員

山口 鶴男君

平岡忠次郎君

内閣委員

浜田 光人君

外務委員

大蔵委員

文教委員

社会労働委員

八木 一男君

川崎 寛治君

農林水産委員

柴田 健治君

久保 三郎君

商工委員

大原 亨君

北山 愛郎君

予算委員

田中 武夫君

浅井 美幸君

長谷川正三君

八木 一男君

勝澤 芳雄君

石橋 政嗣君

外務委員

有島 重武君

文教委員

浅井 美幸君

昭和四十三年三月十二日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

<p>社会労働委員 大橋 敏雄君</p> <p>農林水産委員 柴田 健治君 山中 吾郎君</p> <p>予算委員 山中 吾郎君 折小野良一君 大出 俊君 伊藤惣助丸君 小澤 貞孝君</p> <p>(常任委員補欠選任)</p> <p>一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p> <p>地方行政委員 谷口善太郎君</p> <p>法務委員 中谷 鉄也君 岡澤 完治君 林 百郎君 岡田 春夫君 西村 榮一君 岡澤 完治君 西村 榮一君 岡澤 完治君</p> <p>大蔵委員 岡田 春夫君 中谷 鉄也君</p> <p>商工委員 岡田 春夫君 中谷 鉄也君</p> <p>一、去る八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p> <p>内閣委員 湊 徹郎君 橋本龍太郎君 菅波 茂君 八百板 正君 藤波 孝生君 佐藤 文生君 桂木 鉄夫君 武部 文君 林 百郎君</p> <p>地方行政委員 林 百郎君</p>	<p>法務委員 大坪 保雄君 中谷 鉄也君 岡澤 完治君 谷口善太郎君 鐵治 良作君 岡田 春夫君 西村 榮一君 岡田 春夫君</p> <p>大蔵委員 加藤 万吉君 西村 榮一君 樋上 新一君 岡澤 完治君 桂木 鉄夫君 佐藤 文生君 河野 洋平君 渡辺 肇君 農林水産委員 横山 利秋君 石田幸四郎君 柴田 健治君 石田幸四郎君 大原 亨君 岡田 春夫君 沖本 泰幸君 佐野 進君 中谷 鉄也君 岡本 富夫君</p> <p>運輸委員 岡本 富夫君</p> <p>通信委員 森本 靖君 武部 文君 八百板 正君 石橋 政嗣君 湊 徹郎君 石田 有全君 中村 重光君 岡本 隆一君 大原 亨君 横山 利秋君 山中 吾郎君</p> <p>決算委員 上林山榮吉君 山中 吾郎君</p>	<p>石橋 政嗣君 森本 靖君</p> <p>平岡忠次郎君 山口 鶴男君</p> <p>議院運営委員 平岡忠次郎君</p> <p>一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p> <p>内閣委員 大原 亨君 浜田 光人君</p> <p>外務委員 有島 重武君 大蔵委員 石田幸四郎君 文教委員 浅井 美幸君 社会労働委員 川崎 寛治君 北山 愛郎君 八木 一男君 農林水産委員 久保 三郎君 樋上 新一君 柴田 健治君 岡本 富夫君 商工委員 岡本 富夫君 運輸委員 沖本 泰幸君 予算委員 浜田 光人君 八木 昇君 八木 一男君 多賀谷真穂君 折小野良一君 伊藤惣助丸君 田中 武夫君 久保 三郎君 大原 亨君 北山 愛郎君 川崎 寛治君</p> <p>一、昨十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p>	<p>外務委員 伊藤惣助丸君</p> <p>文教委員 有島 重武君</p> <p>社会労働委員 浅井 美幸君</p> <p>農林水産委員 柴田 健治君</p> <p>山中 吾郎君</p> <p>予算委員 大出 俊君 小澤 貞孝君 大橋 敏雄君 山中 吾郎君 塚本 三郎君</p> <p>(特別委員選任)</p> <p>一、去る八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。</p> <p>災害対策特別委員 金丸 徳重君 工藤 良平君 平等 文成君 小澤 貞孝君 折小野良一君</p> <p>(特別委員補欠選任)</p> <p>一、去る八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。</p> <p>災害対策特別委員 唐橋 東君 齊藤 正男君 井上 泉君 折小野良一君 小澤 貞孝君</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る八日、議員から提出した議案は次の通りである。</p> <p>学校警備員の設置に関する法律案(齊藤正男君外八名提出)</p>
---	---	--	--

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出)

日本学校安全会法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次の通りである。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案

一、去る九日、議員から提出した議案は次の通りである。

アメリカ空軍機B52の沖縄からの撤去を要求する決議案(柳田秀一君外十名提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次の通りである。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

(条約受領)

一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

(条約付託)

一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

(予) 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

以上二件 地方行政委員会 付託

昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算

昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算

昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和四十一年度政府関係機関決算書

一、去る九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

学校警備員の設置に関する法律案(斉藤正男君外八名提出、衆法第五号)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出、衆法第六号)

日本学校安全会法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出、衆法第七号)

以上三件 文教委員会 付託

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

学校警備員の設置に関する法律案(斉藤正男君外八名提出)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出)

日本学校安全会法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出)

(質問書提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

農業用資産に係る相続税に関する質問主意書(小澤貞孝君提出)

衆議院会議録第九号中正誤

二九	段行	誤	二九	段行	誤
三〇	興謝野	正	三〇	興謝野	正
三一	繰り上げ		三一	繰り上げ	
三二	悩んが		三二	悩んが	
三三	過密		三三	過密	
三四	昭和四十二年		三四	昭和四十二年	
三五	どうかわけか		三五	どうかわけか	
三六	喚起		三六	喚起	
三七	強制的		三七	強制的	
三八	アメリカの		三八	アメリカの	
三九	対し、		三九	対し、	
四〇	削減		四〇	削減	

昭和四十三年三月十二日 衆議院會議録第十号

一六二

明治三十五年三月三十一日
第三号 郵便物認可

定価 一部 二十五円
送料別
大蔵省印刷局

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)